

これからの高島市立図書館の
在り方について

(答申)

平成 18 年 (2006 年) 1 月 13 日

高島市立図書館協議会

目 次

1 . はじめに	1
2 . 公共図書館の役割	1
3 . 高島市立図書館の現状と利用状況	2
4 . これからの高島市立図書館の在り方	3
合併後の市内6館の望ましい形について	3
学校、他施設、地域等の連携について	5
子どもの読書活動推進について	5
図書館の管理運営形態について（指定管理者制度導入も含めて）	5
-1 指定管理者制度とは	5
-2 高島市の指定管理者制度導入指針	6
-3 図書館における指定管理者制度の検証	6
-4 検証のまとめ（結論）	8
5 . おわりに	8

参 考 資 料

高島市立図書館協議会委員名簿

高島市立図書館協議会・小委員会開催状況

高島市立各図書館の職員数等

平成 17 年 10 月 3 日付けで、高島市立 6 館の図書館長より「これからの高島市立図書館の在り方について」諮問を受けた。

諮問内容は、合併後の市内 6 館の望ましい形について、学校、他施設、地域等の連携について、子どもの読書活動推進について、図書館の管理運営形態について(指定管理者制度導入も含めて)であった。

新生高島市の市立図書館としての将来像を決めてしまう重要な案件であるので、本来ならば市民の声を十分に吸い上げ、市民の意見を反映した形で答申すべきであるが、時間的制約があるためやむをえず、図書館協議会委員各自が、可能な範囲で市民に聞いた声を加味しつつ、図書館協議会として次の通り答申する。

1. はじめに

社会の少子高齢化、国際化、高度情報化等は図書館を取り巻く状況を大きく変化させ、図書館に対する市民のニーズも多様化している。これらの状況や社会の変化に対応した図書館や図書館活動が求められている。一方長引く経済不況は、自治体財政を硬直化させその改善が求められるようになった。このような状況の中で、平成 17 年 1 月 1 日に高島郡内の 5 町 1 村が合併し高島市が誕生した。

高島市内の図書館は中学校区にそれぞれ 1 館あり、身近な生涯学習の中核施設として、市民に親しまれ、いつでも、どこでも、だれでもが利用できるような活動を展開している。

しかし、市内 6 館(マキノ図書館、今津図書館、今津図書館新旭分館、朽木図書サロン、安曇川図書館、安曇川図書館高島分館)は、それぞれ旧町村の図書館として個別に活動していたことから運営方法、サービス内容等に違いがみられる。

新生高島市として、市内 6 館が名実ともに一つの図書館として機能し、高島市民誰もが、居住地区にかかわらず何処でも等しい図書館サービスを受けられることを高島市民は強く望んでいる。そのために、システムの統合、6 館のサービスの質の均一化(今津、安曇川レベルまでサービス機能を底上げする)等を図ることが急務である。

高島市がスタートしてほぼ一年が経過するが、休館日の調整はなされているものの、市民の望む一つの図書館としての具体的なサービスを展開するにはいたっていない。高島市立図書館としては、システムの統合化を図りつつ、高島市立図書館としてのビジョンを確立し、なされるべきサービス内容を市民に明示することが必要である。

市としての一つの図書館として機能していない(移行段階である)現時点で、居住区により享受できるサービスに差があり、高島市民が不平等と不利益をこうむることのないよう、市民に対する質の高いサービスを公平に提供することが望まれる。

2. 公共図書館の役割

「ユネスコ公共図書館宣言」(1994 年採択)では、公共図書館は「教育、文化、情報の活力であり、男女の心の中に平和と精神的な幸福を育成するための必須の機関」であり、さらに「その利用者があらゆる種類の知識と情報をたやすく入手できるようにする地域の情報センターである」と定義している。そしてそのサービスは「年齢、人種、性別、宗教、国籍、言語、あるいは社会的身分を問わず、すべての人が平等に利用できるという原則に基づいて提供される」とし、同時に「公共図書館は原則として無料とし、地方および国の行政機関が責任をもつものとする」としている。

高島市立図書館においても、この理念のもとに図書館法に基づく図書館として無料の原則を守り、また市民の「知る権利」を保障する図書館として一層の発展が望まれるところである。

価値観の多様化と状況変化の早さを特徴とする現代社会にあって、市民が様々な社会問題について主体的に判断できる能力が必要となっている。また地域社会が抱える課題も多様化している。公共図書館はそのような市民の学習を支え、課題解決に役立つ施設として重要度が増してきている。

3. 高島市立図書館の現状と利用状況

平成 17 年 1 月 1 日合併前の図書館は、マキノ図書館、今津図書館、朽木図書サロン、安曇川図書館の 4 館であったが、合併後は新旭町公民館図書室が今津図書館新旭分館に、高島町公民館図書室が安曇川図書館高島分館となって、図書館 4 館、分館 2 館の計 6 館となった。同じ市立図書館として 6 館の連携した図書館サービスの検討が館長等により進められている。

各図書館の休館日は次のとおりである。

【 全館共通の休館日は特別整理期間・年末年始(12/28～1/4) 】

図書館名	休館日	開館時間
マキノ図書館	月・火曜日（祝日は除く） 祝日の翌日（土・日は除く） 資料整理日	10:00～18:00
今津図書館	水・木曜日 祝日（土・日は除く）	10:00～18:00
今津図書館・新旭分館	火・水曜日 祝日（土・日は除く）	10:00～18:00
朽木図書サロン	月・火曜日 祝日（土・日は除く）	10:00～18:00
安曇川図書館	月・火曜日（祝日は除く） 祝日の翌日（土・日は除く） 資料整理日	10:00～18:00 (金) 12:00～21:00
安曇川図書館・高島分館	月・火曜日 資料整理日	10:00～18:00 (金) 12:00～21:00

各図書館の貸出冊数・貸出期間は次のとおりである。

図書館名	本	雑誌	紙芝居	ビデオ	CD	DVD	備考
マキノ図書館	10冊・3週間						
今津図書館	10冊・2週間			5点・1週間			
今津図書館 新旭分館	10冊・2週間				2点 1週間		
朽木図書 サロン	10冊 3週間	2冊 3週間	3冊 3週間				合計 10冊 まで

安曇川図書館	20冊・2週間	2点・1週間		
安曇川図書館 高島分館	10冊・2週間	5点・2週間		

職員は正規専任職員 9 名(内司書 6 名) 兼務職員 6 名(内司書 2 名) 嘱託職員 1 名(内司書 1 名) 臨時職員 14 名(内司書 8 名実稼動人数 10 名) で実稼動人数は計 23 名。司書率 60.4%、非常勤職員率 47.8%である。専任館長は今津図書館、安曇川図書館のみで他の 4 館長は教育分室長等との兼務である。(別添資料参照)

16 年度の資料購入費は 37,786 千円(市民一人当たり 674 円)蔵書冊数は 16 年度末で 383,646 冊(市民一人当たり 6.8 冊)である。他に雑誌 417 点、新聞 25 点、視聴覚資料 7,988 点となっている。

16 年度の貸出冊数は 681,797 冊で市民一人が年間 12.2 冊借りていることになり、全国で人口規模 5 万以上 6 万未満での市町村中第 6 位、リクエスト受付件数も 20,042 件で第 10 位とそれぞれ上位を占めサービスの水準は高いと評価されている。

また 16 年度図書館費決算額は 150,269 千円で、貸出冊数に購入図書 of 平均的単価 1,700 円を掛け合わせた額は 1,159,055 千円となり約 7.7 倍となって市民に還元されている。

また、お話会が 77 回参加者延 1,240 人、映画会が 52 回参加者延 2,408 人、他に人形劇・IT 相談・作品展示・講座等の事業を行っている。

4. これからの高島市立図書館の在り方

図書館の基本方針として次のようなものが考えられ、これまで図書館の目指してきた「必要な資料をいつでも、どこでも、誰にでも提供する」ことを基本に、市の図書館として将来を見据えたビジョン・目標を早期に策定することが必要である。

- ・市民に身近な生涯学習の中核施設として、市民から信頼される図書館
- ・市民の求める資料・情報を提供し、市民の暮らしに役立つ図書館
- ・市立図書館の所蔵資料だけでなく、身近な図書館を窓口として、全国の図書館資料も利用できる「知の宝庫」としての図書館
- ・市民の多様な疑問や求めに確実に応えられる情報アドバイザーとしての図書館
- ・子どものときから本に親しめる環境をつくる図書館
- ・資料・情報を介して、市民に様々な援助のできる図書館
- ・地域の行政資料や郷土資料を収集し、高島市の未来を考えると市民の頭脳となる図書館
- ・IT を取入れ、利用者の活用を援助できる図書館
- ・個人情報など利用者のプライバシーを守る図書館

合併後の市内 6 館の望ましい形について

- (1) 各図書館は並列となっているが、図書館をひとつのシステムとして効率的に運営していくためには、市内図書館ネットワークの中核としての、また市内図書館をバックアップする中核となる図書館が必要である。

また市民が公平にサービスを受けられるためには、開架スペース・書庫面積・正規専任職員の配置等を考慮するとともに、平成 13 年 7 月施行文部科学省の「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に準じ、各館の特性を尊重しながら

本館、分館の位置づけの検討が必要である。

また狭隘な図書館の見直し（市施設の転用等）も視野に入れて検討する必要がある。

- (2) 市内各図書館の電算システム一元化を図り、利用者カード1枚で各図書館が利用でき、インターネットで各図書館の資料を横断検索することが可能で、家庭にしながら予約ができるなど、市民が利用しやすい図書館サービスが必要である。

またインターネット端末を全ての図書館に設置し、市民が有効に活用できるようにする。

- (3) 市内どの図書館でも、他館の資料が迅速に貸出・返却ができるシステムを確立するとともに、貸出冊数・貸出期間もできるだけ統一し、市民にわかりやすくすることが必要である。

- (4) 図書館サービスの基本は資料と情報の提供であり、図書館資料の充実が最も重要である。多様なニーズに応えるためには十分な資料費の確保が不可欠である。予算を有効に活用するには、基本的資料を除き地域の各図書館の特性に合わせた資料や専門分野の資料の分担収集・保存を行うことも検討すべきである。

資料の収集については、今までそれぞれの館で利用者のニーズに応えながら作り上げてきた収集の方針を尊重しつつ、全館共有の資料として効率的・効果的に利用できる工夫をするべきである。

郷土資料・行政資料は地域の歴史・文化を知る貴重な資料であり、その継承・発展に欠くことのできない資料でもある。各館の特色を生かしつつ、幅広く収集し保存・公開することが重要である。

以上の点を踏まえつつ「資料の収集方針」を早急に策定すべきである。

- (5) コインロッカー、貸出用バスケットを設置するなどの工夫により不明本を無くす対策を検討すべきである。

また、公有財産である資料は大切に扱うという認識を広めるための、広報活動が大切である。

- (6) 市民の多様なニーズに応えるため、市民の共有文化財産として、資料を保存することは図書館の重要な役割である。「資料の保存方針」を明確にし、それに必要な書庫スペースを確保しなければならない。現在多くの館で書庫スペースは満杯であり、当面市施設の転用などを検討されたい。

- (7) 音訳ボランティアの養成、大活字本や録音図書の整備、障害者・高齢者等への朗読サービスなどを充実させ、図書館サービスのバリアフリーを目指す。

- (8) 生涯学習社会においては、市民が課題解決へ向け自ら学習に取り組むことが望まれている。図書館ではレファレンス等を通じて課題解決に役立つ資料・情報を提供するなど地域の組織とのネットワークを活かしながら、ビジネス支援等従来の範囲を超えた援助を行うことが求められる。

- (9) 市民のニーズや費用対効果など総合的な観点から開館時間の延長および休館日について検討すべきである。

- (10) 遠隔地の住民対策として、巡回車の運行もしくは宅配等の導入を検討すべきである。

- (11) 図書館職員は、合併するまで別の町村、運営方針の異なる図書館で働いてきたことから、同じ市立図書館の職員として共にサービス向上に取り組むよう意識改

革が必要である。

また、市民の多様化するニーズに対応できる能力と資質向上が必要であり、常勤の専門職（司書）の確保と研修は不可欠である。

学校、他施設、地域等の連携について

- (1) 高島市内の高校には司書が配置されているが、小・中学校では専任の司書教諭は未配置で、学級・教科担任が兼務している現状にある。このため、調べ学習や体験学習などの学習活動への援助、学校への団体貸出を行うとともに、学校司書、学校図書主任との連絡会をもち、ネットワークづくりを推進することが望まれる。
また、地域における文字・活字文化の振興を支援するため、高島市内の保育所、幼稚園、児童館、学童保育所、健康福祉センター等子どもにかかわる部署との連携を図ることも大切である
- (2) 公民館等の生涯学習関係施設に対しては、各施設が開催する教室・講座などについて資料提供等を行う。年度当初に担当者会議を開催し連絡調整を行うことも必要である。
また、市内にある高齢者福祉施設、障害者福祉施設、生活保護施設等との連携を図ることも大切である。
- (3) 草の根文庫、お話ボランティア、音訳ボランティア、近年活躍がめざましいNPO等の活動を評価しながら、市民の参加が促進されるよう地域等の活動を支援し、育成、協働、連携を行うことが大切である。またこれらのネットワークづくりが必要である。

子どもの読書活動推進について

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであるが、近年の様々な情報メディアの普及、生活環境の変化、さらには幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもたちの読書離れ、活字離れが指摘される。このような中で、高島市の全ての子どもが、いつでもどこでも楽しく読書ができる環境づくりを推進していくため、「高島市子ども読書活動推進計画」を策定することが急務である。

このため、図書館が中核となり、保護者、教員、学校司書、保育士、保健師等関係者との連携を図りながら計画の策定に取り組むことが必要である。

また計画策定にあたっては、高島市の小・中学生にアンケートを実施し、現状・特性を把握するなど、効果的な対策を検討すべきである。

図書館の管理運営形態について（指定管理者制度導入も含めて）

- 1 指定管理者制度とは

公立図書館を含めて公の施設の管理について、地方自治法の一部を改正する法律が平成 15 年(2003 年)に公布・施行され、公の施設の管理を地方公共団体が指定する指定管理者に代行させる指定管理者制度が導入された。

指定管理者制度の特徴は、「公の施設」の管理権限を含めて指定管理者に「委任」する制度であり、指定する対象も民間事業者に拡大したことにある。したがって、

従来の「業務委託」「管理委託制度」では、地方公共団体との私法上の契約に基づき業務および管理の委託を行い、管理権限は地方公共団体が有するものであったことと大きく異なっている。

- 2 高島市の指定管理者制度導入指針

高島市においては、平成 17 年(2005 年)10 月 1 日に「高島市指定管理者制度導入指針」が示された。「指針 2 . 指定管理者制度の導入に関する検討」として次の項目が掲げられている。

- (1) 施設の性格・設置目的
- (2) 現在の管理、運営の状況
- (3) サービスの専門性・特殊性
- (4) 公的責任(平等性・公平性)
- (5) 民間事業者等の市場環境
- (6) 施設の収益性
- (7) 現在、委託している法人、団体等の経営状況
- (8) 政策的判断の必要性
- (9) 個別法の規定による制約

上記項目を検討した上で、「市民の平等な利用を確保することができるかどうか」「施設の効用を最大限に発揮させることができるかどうか」「サービスの向上が図られるかどうか」「経費の削減が図られるかどうか」という点を吟味し、指定管理者制度導入の可否が判断されることになる。

- 3 図書館における指定管理者制度の検証

図書館における指定管理者制度の導入の可否について、「 - 2 指定管理者制度導入指針」の項目に基づき以下に検証する。

(1) 図書館の性格・設置目的

「2 . 公共図書館の役割」で述べた通りであるが、公立図書館は公の施設であるだけでなく、教育機関としての位置付けがなされており、その事業を継続して行うことが求められている。高島市立図書館においても、この理念のもとに、図書館法に基づく図書館として無料の原則を守り、また市民の「知る権利」を保障する図書館として、また、「必要な資料をいつでも、どこでも、だれにでも提供する」図書館として一層の発展が望まれる。

(2) 現在の管理、運営の状況

図書館としては、高島市の直営として管理・運営している。ただし、清掃等一部の業務については、業者に委託している。

(3) 図書館サービスの専門性・特殊性

第一に、図書館サービスの基本は資料と情報の提供であり、そのために図書館資料の充実がもっとも重要である。資料としては、一般書、児童書、専門書、新聞、雑誌、郷土資料、行政資料等があり、公平性・公共性を遵守し、長期的視点で、継続的・安定的に資料の収集・整理・提供がなされなければならない。

第二に、これらの資料を求める人にできるだけ早く手渡すためには、レファレンス、他図書館との相互貸借、学校や公民館等他機関やボランティアとの連携などのサービスが不可欠である。

第三に、このようなサービスを市民に提供するには職員の経験の継承・連続性も必要不可欠である。

(4) 公的責任(平等性・公平性)

市民の読書要求や知りたいという気持ちを満たすためには、図書館であらゆる資料・情報を提供することが必要である。思想や好みに偏らない平等性・公平性の視点での資料(情報)収集と提供が求められる。

(5) 民間事業者等の市場環境

指定管理者制度導入の趣旨は「住民ニーズ自体が多様化しており、これらにより効果的、効率的に対応するためには、民間の事業者の有するノウハウを活用することが有効」とされているが、公立図書館の場合は、図書館の専門性・特殊性を勘案するとその内容にふさわしい民間業者が存在するとは思われない。教育、保育、医療、介護などの公共サービスでは、同様のサービスを民間事業者が行い優れた実践事例も報告されているが、図書館サービスの場合は図書館法第17条(無料の原則)もあり、市場には図書館の管理・運営ノウハウは蓄積されていない。図書館業務の資料装備、データ作成等の個別業務を行う民間業者は存在するが、図書館の管理・運営を業務として行っている民間業者はいない。また、公立図書館に指定管理者制度を導入するならば、図書等の資料、消耗品、備品等は指定された民間事業者から独占的に購入されることも想定される。

(6) 施設の収益性

指定管理者制度の創設には、収益を目的とする民間企業体にも公共サービスを開放することを目的として挙げられている。しかし、図書館法第17条により、公共図書館は無料が原則なので、収益をうむ公共サービスからはほど遠い。このことから、公立図書館に指定管理者制度を適用することは制度的に矛盾があると考えられる。

(7) 現在、委託している法人、団体等の経営状況

現在は直営なので、この項目は割愛

(8) 政策的判断の必要性

平成12年(2000年)、一人でも多くの子どもたちに読書の楽しさ、面白さをしってもらおうと「子ども読書年」が制定された。これを機にこの年から、「0才のあかちゃんの時から絵本で楽しくあたたかいひとときを持ってもらおう」というブックスタートの取り組みが日本でも始まった。

滋賀県では平成16年度から、すべての子どもがいつでもどこでも楽しく読書できる環境づくりをめざし「滋賀県子ども読書活動推進計画」がスタートした。

平成17年(2005年)7月には、「本と人・人と心」をつなぐ読書に国民が広く親しめる環境を作ろうと、「文字・活字文化振興法」が成立し、10月27日は「文字・活字文化の日」に定められた。成立した法案には「図書館を量的に充実させることだけでなく、専門職である司書を配置することで、図書館の持っている本や情報と、住民あるいは児童・生徒を結びつけ、質的な向上をめざす」ということが趣旨に盛り込まれている。この法案でいう質的な向上とは「本と人を結びつける専門職の司書や司書教諭が、本の内容はもちろん、より多くの情報を把握して、住民や児童・生徒、学校の先生の質問に今よりは積極的に答えていけるようにすること」「調べ学習や生涯学習をする場や、教室で習ったことをさらに発展させる

場など、地域の中で人々が行うさまざまな活動に役立つような図書館」を政策的なレベルで考えて実現させていこうとするものである。

このように読書環境の整備に対して、行政の役割が強く求められるようになった今、この施策を実のあるものとして実現していくことができるのは、直営で運営する公共図書館である。

(9) 個別法の規定による制約

指定管理者制度を規定した地方自治法は一般法であり、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準を定めた「図書館法」は個別法である。当然、個別法は一般法に優先して適用される。したがって、公立図書館の運営にあたっては、図書館法第13条に規定する館長ならびに専門的職員(司書)配置、地方教育行政法第30条(教育機関の設置)、第34条(教育機関の職員の任命)が前提とならなければならない。

また、公立図書館は、行政組織的には、教育委員会の一部をなす教育機関である。義務教育と同様、行政が教育に力を注ぐのであれば、当然図書館も行政が直営で運営すべきであるといえる。

- 4 検証のまとめ(結論)

9項目にわたり検証したが、指定管理者制度で運営すべきと結論付ける根拠はどこにも見出すことはできなかった。

高島市立図書館は、すべての市民の読書要求に応え、豊かな読書環境を創造し、心の安らぎを提供していく生涯学習の拠点施設として、また、読書活動を通じて子どもの豊かな感性や情操を育む子育て支援という重要な施策も担っているので、市が責任をもって直接管理運営することが最良の選択であると結論する。

5. おわりに

「水と緑 人のいきかう 高島市」の実現のため、建設計画施策の中に「未来を担う人づくり、文化づくり」の分野がある。そのための基本方針のひとつとして「生涯にわたる教育・学習活動の充実」を掲げている。

図書館は、日常的な市民の利用を通じて、高島市の基本方針の実現、「環の郷づくり」「歴史と文化の香りのするまちづくり」に寄与する中核的な施設のひとつである。

急速に変化する社会状況の中で、市民の図書館に対するニーズも多様化し、より専門化しようとしている。新しい時代の図書館運営については、常にその時代に図書館に求められているものを把握し、それに応えられる目標値を明確にした具体的なサービス計画を作成するとともに、それに即応できる資料の収集・保存等の方針も明確にしていく必要がある。

いつの時代においても支持される図書館サービスの確立については、市民への分かり易い活動情報の提供と、より客観的な評価手法によるサービス分析が必要である。

当協議会としては「図書館サービスの在り方について」今後も研究・協議を続けていく所存である。

図書館としても全職員が自らの資質向上に励むとともに、市民・利用者の声を聴取する機会を増やし、市民の声を十分反映した効率的・効果的な運営に努めるように要望する。

参考資料

17年3月末人口 56,029人
 17年10月末人口 55,985人
 10月末高島市図書館職員数 ()は司書有資格者のうち数

	勤務日数	マキノ図書館	今津図書館	新旭分館	朽木図書館	安曇川図書館	高島分館	計
館長		1				1		2
館長(兼務)		1		1	1(1)		1	4(1)
職員		2(2)	2(2)			3(2)		7(6)
職員(兼務)				1(1)			1	2(1)
嘱託職員						1(1)		1(1)
臨時職員	週5日		3(1)		2(2)			5(3)
	月14日			4(3)				4(3)
	週3日	1					1(1)	2(1)
臨時職員	週2日					1	1	2
	週1日		1(1)					1(1)
計		3 兼務1(2)	7(4)	4 兼務2(4)	2 兼務1(3)	6(3)	2 兼務2(1)	24 兼務6(17)

高島市職員再掲

	正規職員	兼務職員	嘱託・臨時職員	16年度貸出冊数
マキノ図書館	2(2)	1	1	34,794
今津図書館	3(2)		4	303,683
新旭分館		2	4	66,681
朽木図書館		1	2	20,866
安曇川図書館	4(2)		2	239,374
高島分館		2	2	16,399
計	9(6)	6	15	681,797

*兼務職員は0.5換算で3人 臨時職員等は週5日換算で11人

甲賀市 人口 95,619 人

	正規職員	兼務職員	臨時職員	16年度貸出冊数
水口図書館	4(1)	1	3	232,015
甲南図書館	3(3)		4	147,871
甲賀図書館情報館	5(3)		3	126,747
土山図書館	3(3)		1(兼務)	64,993
信楽図書館	4(4)		1	134,721
計	19(16)	1	12(内兼務1)	706,347

東近江市 人口 79,440 人

	正規職員	臨時職員	16年度貸出冊数
八日市図書館	9(9)	6 (内週5日2人 4日1人、3日1人、2日1人)	439,188
永源寺図書館	3(3)	2	84,470
五個荘図書館	2(2)	2	148,917
愛東図書館	1(1)	2	16,055
湖東図書館	3(3)	3 (内週1日1人)	113,334
計	18(18)	15	801,964

高島市立図書館協議会委員

氏 名	備 考
青 山 正 純	元高等学校教師
平 松 成 美	NPO 法人絵本による街づくりの会代表
谷 弘 行	元大阪市立図書館長
齋 藤 淳 子	元今津町図書館協議会副会長、音訳ボランティア
玉 垣 多美枝	村井集落図書推進員 元民生委員児童委員
西 川 美樹子	読み語りサークルほっとけーき
齋 藤 弘 一	前安曇川町図書館協議会委員
竹 脇 明 子	おはなしサークルすい～とぼてと代表
磯 野 宏	前高島町教育長
釋 迦 恵 子	前高島町教育委員
亀 井 博 之	ボーイスカウト隊長
足 立 菊 江	元保育園長、民生委員児童委員
市 川 武	高島小学校教諭
大 越 恵 子	安曇川中学校教諭
山 本 富美子	安曇川高等学校司書

会長 副会長 小委員会委員

図書館協議会開催状況（これからの高島市立図書館の在り方について）

- | | | |
|-----|----------------|-----------------|
| 第1回 | 平成17年10月19日（水） | 午後2時30分～午後4時45分 |
| | 安曇川図書館 視聴覚室 | |
| 第2回 | 平成17年11月16日（水） | 午後1時30分～午後4時35分 |
| | 安曇川図書館 視聴覚室 | |
| 第3回 | 平成17年12月14日（水） | 午後1時30分～午後4時 |
| | 安曇川図書館 視聴覚室 | |

小委員会開催状況

- | | |
|----------------|------------------|
| 平成17年11月21日（月） | 午後7時30分～午後9時40分 |
| 安曇川公民館 団体活動室 | |
| 平成17年12月2日（金） | 午後7時30分～午後10時25分 |
| 安曇川図書館 視聴覚室 | |

調整会議開催状況

- | | |
|---------------|--------------|
| 平成17年12月6日（火） | 午前9時～午後0時10分 |
| 今津図書館 読書振興室 | |